

質問回答書

千代田区総合観光ガイドブック制作業務

下記の事項について回答いたします

質問 No. 1	■提供画像について 2 業務内容の(2)取材撮影 について、千代田区様や観光協会様の中で、使用してよい画像集などがあれば、ご提供いただき、誌面に掲載することはできますでしょうか。
回答	誌面の刷新を主目的とした本制作業務に関しては、可能な限り受託者による取材撮影を前提とした誌面編集にてご提案をお願いいたします。 千代田区観光協会がフォトライブラリー等で管理する画像については、お申し出いただければ貸出可能です。ただし、すべての画像が最新のものとに限らず、また施設管理者等第三者から限定的な使用のみ許可された画像も一部含まれており、その場合は貴社より管理者側に再度使用許可申請、誌面校正等のやりとりを直接行っていただくことになります。

質問 No. 2	■判型について 3 制作条件の1規格の判型について、A5変形も含むという認識でよろしいでしょうか？
回答	A5変形判も含みます。

質問 No. 3	■入稿データについて 4 成果物（2）の入稿データについて、使用方法をご教示ください。
回答	増刷にあたり、見積もり再精査の上、入稿データを基に他社へ増刷依頼する場合がございます。

質問 No. 4	■掲載施設取材問い合わせ先リストについて 4 成果物（2）の掲載施設取材問い合わせ先リストについて、使用方法をご教示ください。
回答	成果物の納品・配架後、掲載内容に関して、当方が直接問い合わせを受けるケースが想定されます。よって、問い合わせ確認作業を行う場合の掲載施設問い合わせ先を予め把握しておく必要があります。

質問 No. 5	■著作権について 5 留意事項(2)の成果物についての著作権その他の権利について、著作権は弊社側で留保させていただくことは可能でしょうか。※web公開用のPDFデータの提供は行います。
回答	著作権については、千代田区観光協会に帰属するものとしてご提案ください。また、著作権譲渡にかかる費用が発生する場合は、その旨勘案した見積りをご提示ください。

質問 No. 6	■提案内容の実現性について 提案検討中のため、本質問書ではなく個別の確認でも問題ないでしょうか。
回答	本質問書外での質問は受け付けません。

質問 No. 7	■消費ペースについて 10,000部はどれくらいの期間をもって消費する想定でしょうか。
回答	現行の総合観光ガイドブック『MITTE(日本語版)』の場合、約1年程度で10,000部の配布を完了していました。新ガイドブックについても、同等の配布ペースを想定しています。

質問 No. 8	■見積書について ガイドブック制作（上限5,000,000円）の見積書提出は必要でしょうか。
回答	企画提案時に、見積書の提出が必要です。 （要求水準等説明書7（1）イ②参照）

質問 No. 9	■増刷について 概算見積書はいつまでにご提出すれば良いでしょうか。
回答	企画提案時に、増刷に関する概算見積も別途ご提示ください。

質問 No. 10	■デジタルコンテンツ化について デジタルコンテンツは今後どのような方向性を目指していきたいのでしょうか。
回答	紙媒体にこだわらない情報提供の可能性を模索している段階です。貴社がお持ちのノウハウ、豊富なご経験とその提案力に期待しています。

質問 No. 11	■再委託について 再委託先の申請や協議は、受注可否確定後で良いでしょうか。
回答	再委託の可能性がある場合、参加申込書 様式4（2）に記入の上、予めご提出ください。

質問 No. 12	■ガイドブック配布について ガイドブックの配布場所及び設置場所をご教示頂けないでしょうか。
回答	千代田区観光案内所をはじめ千代田区内および近隣の観光案内所や観光関連施設、千代田区観光協会会員が運営・管理する施設等に配架しています。

質問 No. 13	■ターゲットについて 若年層の中でよりターゲットとしたい年齢層はどの年代でしょうか（20代など）
回答	既に多く来街いただいている40代以上の方々に加え、20～30代の若年層にとっても魅力的に感じる誌面作りを期待しています。

質問 No. 14	■企画提案書内の使用画像について 企画提案書内にてガイドブックイメージ案を掲載する際、「VISIT CHIYODA」のサイト（https://visit-chiyoda.tokyo/）からお写真をお借りしてもよろしいでしょうか。
回答	「VISIT CHIYODA」内の画像について、企画提案書内での使用を認めます。

質問 No. 15	■自由提案の実施期日について パンフレット制作以外に提案する自由施策（例：プレスリリースを制作してお渡しするなど）の実施日については、年度をまたいでも問題ないでしょうか。
回答	令和7年度内（令和8年3月31日まで）にすべての施策を完了していただくようお願いいたします。

質問 No. 16	■再委託又は技術協力の「予定」について 現状内諾をもらっている方とそうでない方がいる場合、あくまで”予定”ということで暫定的に提案時の協力会社などを記載してもよいという認識で問題ないでしょうか。
回答	問題ございません。

質問 No. 17	■「再委託」と「技術協力」の違いについて 従事予定者欄に記載する「再委託」と「技術協力」の定義の違いがございましたらご教示いただけますでしょうか。
回答	「再委託」は、本業務のすべてもしくは一部を第三者に委託することですが、「技術協力」は、共同提案者として複数企業間で技術やノウハウを共有し、共同で本業務にあたることを意味します。 【例】 「再委託」：受託者（A社）→ 下請け（B社）（C社） 「技術協力」：受託者（A社+B社+C社 合同プロジェクトチーム）

質問 No. 18	■企画提案書の様式について 提案書の様式の縦横比は、A4 サイズでしたら、縦型・横型いずれのレイアウトでも問題ございませんでしょうか。
回答	A4サイズでしたら、縦型・横型いずれのレイアウトでも問題ございません。